

富士見市地域公共交通協議会の設置について

◆地域公共交通会議について

○これまでの経緯について

富士見市地域公共交通会議は、平成27年3月に道路運送法の規定に基づき設置し、市内の交通利便性の確保や向上を図るため、平成27年7月30日の第1回会議以降、これまで21回にわたり会議を開催してきました。この間、デマンド交通や市内循環バスなど本市の地域公共交通について協議をお願いし、デマンドタクシーの導入、市内循環バスのダイヤ改正、今後の市内公共交通などについて議論いただきました。

◆地域公共交通協議会の設置について

○地域公共交通協議会とは

「地域公共交通協議会」とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）に基づく「法定協議会」です。（参考1 参照）

地域交通法とは、地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定めた法律です。地域交通法にある「地域公共交通計画」とは、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープランであり、全ての地方公共団体に対して作成の努力義務があるものです。

なお、地域交通法は、令和5年に法改正があり、「地域の関係者の連携と協働の促進」などが追加されています。

「地域公共交通協議会」は、この「地域公共交通計画」を作成するために設置する必要があり、市が地域の関係者を構成員として組織する「法定協議会」となります。

※出典 国土交通省ホームページ

○地域公共交通計画の作成と地域公共交通協議会の設置について

本市では今年度、令和8年度から令和12年度までの「第6次基本構想・第2期基本計画」を策定していますが、その中において、分野21「公共交通」、基本政策27「安心で円滑に移動できる」、基本施策1「利用しやすい地域公共交通の形成」を位置付けており、その取組として「地域公共交通計画の策定」をすることとしています。

今般、本市において令和8年度から「地域公共交通計画」の作成に向けて準備を進めていくとともに、その作成に必要となる「富士見市地域公共交通協議会」を設置します。

○富士見市地域公共交通会議と富士見市地域公共交通協議会について

本市において「地域公共交通協議会」を設置するにあたり、道路運送法に基づく「富士見市地域公共交通会議」を「富士見市地域公共交通協議会」となるよう条例改正するとともに、同協議会を道路運送法と地域交通法の「二法協議会」として位置付け、引き続き「地域公共交通会議」での協議事項についても「地域公共交通協議会」において行えるようにしています。

なお、条例改正については、令和7年12月議会において「富士見市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例」を議決頂いており、施行日は令和8年2月28日となっております。

(参考2 参照)

以上のことから、「富士見市地域公共交通会議」としての会議は本日の第21回までとなりますが、次回以降は、「富士見市地域公共交通協議会」として開催させていただくとともに、地域公共交通会議委員の皆様におかれましては、引き続き「富士見市地域公共交通協議会委員」として、本市の地域公共交通等に関する協議についてご協力をお願いいたします。

【参考1】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋）

（協議会）

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会
- 四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、協議会において同項に規定する協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号に掲げる者であって協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

【参考2】

○富士見市地域公共交通協議会条例の主な改正・新設事項について

①設置（第1条）

道路運送法に基づき市民の生活に必要な旅客輸送の確保など旅客の利便の増進を図るために加え、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画の作成及び実施についての協議をするため設置する。

②所掌事務（第2条）

これまでの「乗合旅客運送（路線バス・コミュニティバス・デマンド型交通など）の態様等に関する事」などの協議に加え、「地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施」についての協議も行う。

③組織（第3条）

委員定数を27名以内に変更する。

④臨時委員（第5条）

協議すべき事項について特に必要があるとき臨時委員を設置できる。

⑤部会（第8条）

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する協議等を行うための部会を設置できる。

⑥施行日

令和8年2月28日から施行

○富士見市地域公共交通協議会条例

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、富士見市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施について協議すること。
- (2) 乗合旅客運送の態様等に関し、協議すること。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議すること。
- (4) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関し、協議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員27人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は利用者
- (2) 公共交通事業者等の代表者
- (3) 公共交通事業者等が組織する団体の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員（次条第1項の臨時委員を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 第3条の規定にかかわらず、市長は、協議すべき事項について特に必要があると認めるときは、協議会に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、委嘱又は任命の日から第1項の協議が終了した日までとし、その期間は、2年を超えることができない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 協議会は、道路運送法第9条第4項の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する協議を部会において行う。この場合において、部会の協議をもって協議会の協議とする。

2 前項の部会の構成員は、道路運送法第9条第4項各号に掲げる者であって、協議会の委員であるもののうちから、会長が指名する。

3 協議会は、第1項の部会のほか必要に応じ、会長が指名する者を構成員とする部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第9条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。